

京田辺市人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成20年3月1日

京田辺市長 石井 明三

## 京田辺市人事行政の運営等の状況の公表

京田辺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年京田辺市条例第38号）に基づき、下記により報告します。

なお、報告する内容については、総務省指定の給与実態調査、定員管理調査、勤務条件等に関する調査、地方公務員制度実態調査等に基づいたものです。

### 記

#### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

##### (1) 職員の採用状況（平成18年4月1日～平成19年4月1日）

	18. 4. 1～19. 3.31	19. 4. 1
一般行政職	1人	4人
医療技術職	0人	0人
保育士・幼稚園教諭職	0人	3人
消防職	1人	1人
計	2人	8人

（国、府との人事交流等職員は除く。）

##### (2) 職員の退職の状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

退職事由	人数
定年退職	15人
勧奨退職	4人
普通退職	7人
その他免職等	1人
計	27人

（国、府との人事交流等職員は除く。）

##### (3) 再任用(短時間勤務)職員の状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

18.4.1現在職員数	年度内異動数	19.3.31現在職員数
4人	0人	4人

## (4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

	職員数		対前年増減	主な増減理由
	平成18年	平成19年		
一般行政	議会	6	6	0
	総務企画	82	82	0
	税務	25	24	1 退職者欠員不補充
	民生	92	91	1 保育所欠員不補充
	衛生	75	74	1 退職者欠員不補充
	労働	1	1	0
	商工	3	2	1 部門異動者欠員不補充
	農林水産	18	16	2 機構改革による農業部門縮小
	土木	51	49	2 機構改革による都市計画部門縮小
特別行政	小計	353	345	8
	教育	113	106	7 調理員等退職者欠員不補充
	消防	104	103	1 退職者欠員不補充
公営企業等	小計	217	209	8
	普通会計 計	570	554	16
	水道	31	30	1 業務の整理に伴う減
	下水道	14	15	1
	国保	7	7	0
	介護保険	6	6	0
	小計	58	58	0
	合計	628	612	16

## 2 職員の給与の状況

## (1) 人件費の概要(平成18年度普通会計決算)

(単位：千円)

区分	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	(17年度人件費率)
18年度	19,356,782	5,229,002	27.01%	26.10%

(注) 普通会計は、上下水道の企業会計並びに国民健康保険、下水道事業、老人保健、松井財産区、農業集落排水事業、介護保険及び産業立地の各特別会計を除きます。

## (2) 職員給与費(平成19年度一般会計当初予算)

(単位：千円)

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
19年度	579	2,234,885	621,614	980,923	3,837,422	6,628

(注) 一般会計は、普通会計のうち休日応急診療所特別会計を除きます。

## (3) 平均給料月額・平均年齢(平成19年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	344,400円	43.3歳
技能労務職	323,000円	43.6歳

( 4 ) 職員の初任給の状況 ( 平成 19 年 4 月 1 日現在 )

区分	本市		国	
	初任給	採用 2 年後	初任給	採用 2 年後
一般行政職	大学卒	176,800 円	185,600 円	170,200 円
	高校卒	148,000 円	155,300 円	138,400 円
				178,600 円
				144,100 円

( 5 ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 ( 平成 19 年 4 月 1 日現在 )

区分	経験年数	10 年以上～ 15 年未満	15 年以上～ 20 年未満	20 年以上～ 25 年未満
一般行政職	大学卒	275,100 円	329,300 円	373,600 円
	高校卒	_____ 円	288,800 円	337,500 円

( 注 ) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続いて勤務していた場合の年数です。

高校卒の経験年数 10 年以上～ 15 年未満は該当者なし。

( 6 ) 一般行政職員の級別人員 ( 平成 19 年 4 月 1 日現在 )

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職	主事補 技師補	主事 技師	係長 主査 主任	課長補佐 係長	館長 所長	課長	部長 次長	
職員数	1 人	34 人	76 人	101 人	15 人	30 人	20 人	277 人
構成比	0.4 %	12.3 %	27.4 %	36.5 %	5.4 %	10.8 %	7.2 %	100 %

( 注 ) 一般行政職には、消防、税務、保育所、幼稚園、技能労務職等を含みません。

( 7 ) 国との給料月額の水準比較 ( ラスパイレス指数 ) の状況

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
一般行政職	99.8	99.5	97.6	97.4

( 注 ) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の職員構成が、国と同じであると仮定した場合に、国の給料額を 100 として求められる数値です。

( 8 ) 職員手当の状況 ( 平成 19 年 4 月 1 日現在 )

区分	支給の内容	支給実績	
		対象職員数	平均支給額
地域手当	給料及び扶養手当の月額の合計の 6%	609 人	20,500 円
扶養手当	配偶者月額 13,000 円 その他 2 人まで各月額 6,000 円 ( 扶養親族でない配偶者がいる場合月額 6,500 円 ( 1 人目のみ ) ) ( 職員に配偶者がいる場合月額 11,000 円 ) ( 1 人目のみ ) ) 3 人目以降各月額 5,000 円 満 16 歳の年度当初～満 22 歳の年度末までの子 各月額 5,000 円加算	330 人	20,400 円
期末手当 勤勉手当 ( 一般職員 )	( 支給割合 ) 期末手当 勤勉手当 6 月期 1.4 0.725 12 月期 1.6 0.725 計 3.0 1.45	606 人 602 人	期末手当 1,145,900 円 勤勉手当 605,600 円

通勤手当	・交通機関利用者（運賃相当額） 運賃等の額に応じ、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間の通勤に要する運賃等に相当する額を支給 ・自動車等使用者（燃料費相当額） 通勤距離（2~60km以上）に応じて、月額2,300円~24,500円を支給	526人	6,400円
住居手当	職員に対し、月額 2,000円（世帯主にあっては3,000円）を支給 家賃等を月額 12,000円以上支払っている職員に対して、家賃等の額に応じて、最高月額27,000円を加算支給 新築、購入した職員に対し、取得後5年間に限り、月額 2,500円を加算支給	609人	5,900円
管理職手当	部長 45,000円 次長・参事 40,000円 課長 38,000円 指導主幹 32,000円 所長 30,000円 統括主幹 23,000円	103人	35,900円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に支給 主な手当 感染症防疫作業、じん芥収集等、市税事務等、高圧配電線路保守作業	327人	17,200円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給する。	428人	75,700円

(注) 職員数、平均支給額は、期末手当及び勤勉手当を除き、平成19年4月支給実績で、百円未満は、四捨五入により処理しております。

(注) 期末手当及び勤勉手当に係る実績は、平成18年度支給額です。また対象職員数は、平成18年12月支給基準日における支給実職員数です。

#### (9) 特別職の給与・報酬等(平成19年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	
市長	875,000円	6ヶ月期	2.125
副市長	730,000円	12ヶ月期	2.325 計 4.45
教育長・水道事業管理者	680,000円	(給料+地域手当+役職加算額((給料+地域手当)×15%)×4.45月分)	
議長	500,000円	(報酬+役職加算額(報酬×15%)×3.35月分)	
副議長	405,000円	6ヶ月期	1.600
議員(委員長)	380,000円	12ヶ月期	1.750 計 3.35
議員	375,000円		

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### ( 1 ) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	執務時間	休憩時間	休憩時間
40時間	8時30分～17時15分	12時15分～13時	12時～12時15分 17時～17時15分

#### ( 2 ) 年次有給休暇の使用状況（平成18年1月1日～平成18年12月31日）

( a )	( b )	( c )	( b ) / ( c )	( b ) / ( a )
総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取 得 率
11359.8	2926.1	289	10.1	25.76%

（注）「対象職員」とは、市長部局の職員で平成18年1月1日から平成18年12月31日までの全期間を在職した職員（当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。）

#### ( 3 ) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成18年度）（単位：人）

平成18年度中の育児休業及び部分休業の取得状況（全職員）				平成18年度中に新たに取得可能なとなった職員の取得状況			
育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		新規育児休業 取得者数		部分休業 取得者数	
男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
0	14	0	0	0	13	0	0

#### ( 4 ) 介護休暇の取得状況（平成18年度）（単位：人）

平成18年度中の介護休暇の取得状況（全職員）	
男 性	女 性
0	0

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成18年度）

#### ( 1 ) 分限処分の状況

（単位：人）

懲 戒 処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 紹
勤務実績が良くない場合				
心身の故障の場合			5	
職に必要な適格性を欠く場合				
その他				
合 計	0	0	5	0

#### ( 2 ) 懲戒処分の状況

（単位：人）

懲 戒 処 分 事 由	戒 告	減 紹	停 職	免 職
法令に違反した場合				1
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1	4		
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				
合 計	1	4	0	1

## 5 職員の服務の状況

### ( 1 ) 職務に専念する義務の免除の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

内 容 等
研修を受ける場合
厚生に関する計画の実施に参加する場合
京田辺市の特別職として職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
京田辺市の行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け講演、講義等を行う場合
職員の教養を目的とする講習会その他これらに類するものであって京田辺市、国、他の地方公共団体、学校その他の団体が行うものに参加する場合
国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
地方公務員法第 46 条又は第 49 条の 2 第 1 項の規定により措置の要求若しくは審査を請求する場合
地方公務員法第 55 条第 11 項の規定により当局に対し、不満を表明し、又は意見を申し出る場合
教育公務員特例法第 21 条第 1 項の規定により教育に関する他の事業又は事務を行う場合
職員が職員団体の交渉に当たる職員として勤務時間中に交渉に当たる場合
その他市長が特に認める場合

### ( 2 ) 営利企業等従事許可（平成 18 年度）

- ・報酬を得て、事業又は事務に従事する場合...統計調査員等（4人）

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### ( 1 ) 職員研修の実績（平成 18 年度）

#### 集合研修

名 称	概 要	参加者数（延べ人数）
テーマ別研修	人権問題研修会（3回）	457人
	公務員倫理研修（管理職）	209人
	コミュニケーション研修	56人
	政策法務研修	23人
	健康管理研修	45人

#### 外部機関等への派遣、その他の研修

名 称	概 要	派遣者数（延べ人数）
京都府市町村振興協会	階層別研修	15人
	指導者養成研修	2人
	能力開発研修	27人
	実務研修	11人
	特別研修	7人
京都府下南部 6 市合同研修	管理職研修	4人
	監督者研修	4人
	中堅職員研修	4人
	特別研修	4人

全国市町村国際文化研修所	政策実務系研修 緊急セミナー	2人 2人
重要課題研修（先進自治体）	横浜市保土ヶ谷区	2人
近畿市長会	専門研修	3人
京阪奈北近隣都市人事交流研修（八幡市）	人事評価制度研修	1人
総務省統計研修所	専門研修	1人
日本経営協会	行政管理講座	9人

#### 自己啓発

名 称	概 要	受講者数
通信教育	新・地方行政実務コース	5人

#### ( 2 ) 勤務成績の評定の状況

該当無し

### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### ( 1 ) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成18年度）

健康診断の種類	対象者	受診者数	受診率
定期健診	571人	555人	97.2%
腰痛等健康診断	97人	88人	90.7%
B型肝炎予防事業	181人	166人	91.7%

#### ( 2 ) 職員の福利厚生事業の状況（平成19年4月1日現在）

##### 京田辺市職員みどり会

会員の会費月300円で、会員相互の親睦交流事業や体育行事参加者助成事業を行っています。

##### （財）京都府市町村職員厚生会

7市10町1村19一部事務組合5関係団体で構成された財団法人により、地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業（福祉研修・給付・貸付等）が行われ、負担金1.2/100、掛金1.2/100で運営されています。

#### ( 3 ) 公務災害及び通勤災害の認定件数（平成18年度）

通 勤 灾 害	公 务 灾 害
0	8

### 8 公平委員会の業務の状況（平成18年度）

業 務 の 種 别	新 規 件 数	係属中の件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0	0
不利益処分に関する不服申立ての状況	0	0